

新旧対照表

【予備審査制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 251 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>予備審査制（関税法（昭和29年法律第61号。以下「法」という。）第67条の2又は法第70条の規定に基づき輸入申告を行うことができる時期以前に、予備申告書を提出すること（以下「予備申告」という。）を認め、輸入申告がなされるまでの間に当該予備申告書を予備的に審査する制度）について、下記のとおり定めたので、今後これによらるたい。</p>	<p>予備審査制（関税法（昭和29年法律第61号。以下「法」という。）第67条の2又は法第70条の規定に基づき輸入申告を行うことができる時期以前に、予備申告書を提出すること（以下「予備申告」という。）を認め、輸入申告がなされるまでの間に当該予備申告書を予備的に審査する制度）について、下記のとおり定めたので、今後これによらるたい。</p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>1～5 （省略）</p>	<p>1～5 （同左）</p>
<p><u>6</u> 利用の制限</p>	<p>（新設）</p>
<p><u>(1)</u> <u>税関長は、通関業者による予備審査制の利用において、内容に誤りがある予備申告が継続して行われていることを確認した場合又は故意に行われたと認めた場合、その他貨物の適正な通関に支障が生じている又は生ずるおそれがあると認める場合は、本省と協議を行い、当該通関業者による予備審査制の利用を認めないものとする。また、当該通関業者に「予備審査制の利用を認めない旨の通知書」（別紙様式1）を送付することにより、その旨を通知する。</u></p> <p><u>なお、税関長は、当該通関業者による予備審査制の利用を認めないものとした理由が解消し、適正に予備申告を行えることを確認した場合には、本省と協議を行い、当該通関業者に対して予備審査制の利用の再開を認めるものとする。また、当該通関業者に「予備審査制の利用の再開を認める旨の通知書」（別紙様式2）を送付することにより、その旨を通知する。</u></p>	
<p><u>(2)</u> <u>法第79条の2に規定する認定通関業者については、上記(1)による予備審査制の利用制限を行わないものとする。</u></p>	
<p><u>7</u> 輸入許可前引取り承認申請に係る貨物等の取扱い</p> <p>輸入許可前引取り承認申請に係る貨物、蔵入承認申請に係る貨物、移入承認申請に係る貨物及び総保入承認申請に係る貨物の予備申告の取扱いについては、前記1から<u>6</u>までに規定する取扱いに準じて処理するものとする。</p>	<p><u>6</u> 輸入許可前引取り承認申請に係る貨物等の取扱い</p> <p>輸入許可前引取り承認申請に係る貨物、蔵入承認申請に係る貨物、移入承認申請に係る貨物及び総保入承認申請に係る貨物の予備申告の取扱いについては、前記1から<u>5</u>までに規定する取扱いに準じて処理するものとする。</p>